

四條畷市飲用井戸等の水質汚染事故処理要領

1. 目的

この要領は、「四條畷市飲用井戸等衛生管理指導要領」に基づき、飲用井戸等の設置者等から汚染事故の連絡を受けた場合、又は、その他飲用井戸等の汚染を発見した場合に、速やかに適切な対応をするため、市が行うべき措置について必要な事項を定めるものとする。

2. 対象

飲用井戸等の水質汚染事故とは、水銀・六価クロム・農薬類並びにトリクロロエチレン・テトラクロロエチレン・1,1,1-トリクロロエタン等に代表される有機溶剤〔以下「トリクロロエチレン等」という〕等の有害・有毒物質によって、明らかに水質が汚染されているか、又は、その疑いがあるときをいう。

3. 措置

市は、事故発生の通知を受けたときあるいは汚染を発見したときは、大阪広域水道企業団事業管理部四條畷市水道センター（以下「水道事業者」という。）とともに次の内容について調査及び水質検査を行うものとする。

なお、汚染事故の内容により、必要に応じ市関係部署等に通報する。

(1) 調査

- ①発生場所
- ②飲用井戸等の設置者名
- ③通報者名
- ④発生日時
- ⑤事故の概況
- ⑥事故原因
- ⑦水道の給水の有無
- ⑧応急措置の内容
- ⑨付近の井戸の所在及びその使用状況
- ⑩その他

(2) 採水箇所

- ①当該汚染を受けた井戸等
- ②影響域にあると考えられる付近の飲用井戸等
- ③汚染井戸等の付近の水路等

(3) 水質検査項目

事故発生時の水質検査は、状況判断の資料として少なくとも次の検査を行う。

- ①水温
- ②濁度
- ③色度
- ④臭気
- ⑤PH 値

⑥有機物（全有機炭素(TOC)の量）

⑦その他、必要に応じ、水道法に基づく水質基準の省令に定められた項目

4. 指導等

市は、設置者等に対し次の指導を行うものとする。

- (1) 調査の結果、井戸水等の飲用により人の健康を阻害するおそれがあることが判明した場合、設置者に対し井戸水等の飲用を中止するよう指示する。又、必要に応じ水道事業者との連絡・調整を図るものとする。
- (2) 飲用の中止を指示する場合であって、当該井戸等が給水区域内に設置されているときは、早急に水道による給水を受けるよう指導する。又、未給水区域に設置されているときは、水源の変更・適正な浄水処理等について指導・助言を行う。

5. 要請等

- (1) 市が飲用の中止を指示した場合には、必要に応じ水道事業者に対し・応急給水等の措置を講じるよう要請する。
- (2) 市が水道による給水を受けるよう指導した場合には、必要に応じ水道事業者に対し、引き込み工事等について速やかに対処するよう要請する。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。